

久御山町

第2次 歩くまち「くみやま」推進事業計画

All Life Up Kumiyama Original 『くみやま ALUKO』

“すべてのライフステージを向上させる、久御山町オリジナルの事業”

行政と住民が一緒になって進めよう

全世代が「歩く」ことを一つのテーマとした健康長寿のまちづくり

令和8年3月

久御山町

はじめに

本町においては、令和4年3月に『久御山町歩くまち「くみやま」推進事業計画』を策定し、高齢者をはじめ、すべての住民が「歩く」ことが健康的なライフスタイルに繋がり、「歩く」ことを通して人との出会いを生み、会話を楽しむことができる仕掛けや仕組みづくりを構築することを目的として、『歩くまち「くみやま」推進事業』を進めてまいりました。

このたび、『久御山町歩くまち「くみやま」推進事業計画』の期間満了に伴い、施策の進捗状況等を踏まえて、新たに『久御山町第2次歩くまち「くみやま」推進事業計画』を策定いたしました。

この計画は、年齢・性別・地域を問わず、日常生活にもっと「歩く」ことを町全域に根付かせ、「歩きたくなる」環境を整備することにより「歩く人」を増やし、「歩く」ことにより、住民の皆さまの生涯にわたる心身の健康づくりと病気・介護の予防に繋げ、「歩く」ことを通したまちづくりを推進することにより、SDGsの目標達成を目指すものです。

全世代・全員が参加しやすい「歩く」をテーマにしたイベントやウォーキング講習会の開催など、行政と住民・企業等が連携し、皆様と共働（共働）でこの事業を強力に進めていきたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

「歩く」ことを通して、不安やストレスを軽減し、賑わいやコミュニケーションが生まれ、住民の皆さまが健康で笑顔あふれる、そんな「まちづくり」の実現に向け、引き続き、基本理念及び基本方針に沿って事業を進めてまいります。

令和8年3月



久御山町長 信 貴 康 孝

目 次

第1章	歩くまち「くみやま」推進事業・・・・・・・・・・	3
第2章	基本方針・・・・・・・・・・	5
第3章	基本施策・・・・・・・・・・	6
第4章	推進体制の構築・・・・・・・・・・	9
第5章	効果検証とフィードバック体制の構築・・・・・・・・	10
資料編		
1	「運動の効果・運動不足がもたらす脅威」と「歩くことの効果」・・・	11
2	歩くまち「くみやま」推進本部設置要綱・・・・・・・・	21
3	歩くまち「くみやま」推進協議会設置要綱・・・・・・・・	23

第1章 歩くまち「くみやま」推進事業

本町は、全世代・全員活躍のもと、日常生活にもっと「歩く」を根付かせ、「歩きたくなる」意識を醸成し、「歩きたくなる」環境を整備することで、「歩くひと」を増やし、「歩く」ことをテーマとしたまちづくりを進めます。

また、健康増進や介護予防に住民が自ら取り組み「健康寿命の延伸」と「医療費の削減」を図り、「歩く」ことを通して「生涯スポーツの推進」と「コンパクトタウンの実現」、「SDGsの目標達成」を目指します。

【計画の期間】

第2次歩くまち「くみやま」推進事業計画（以下、「本計画」という。）の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、社会経済情勢の変化や進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを図ります。

【目指すべき姿】

町全域に「歩く文化」が定着し、あらゆる人のライフスタイルにあった「歩く」が根付き、住民が自ら「歩く」を取り入れる中で、『生涯にわたり心身が健康であり笑顔があふれる』こと、また、「歩く」を通じたまちづくりを進める中で、『自然に賑わいと活力があふれるまち』となることを目指すべき姿として、本事業を推進します。

なお、今後策定する関連計画において、本計画の基本方針等を反映させるものとします。

【計画の構成】

本計画は、「基本理念」に基づき、「基本方針」、「基本施策」、「実行計画」で構成します。

「基本方針」

基本方針は、本事業の柱となる取り組みを明らかにします。

「基本施策」

基本方針に基づく、本事業の基本的な方向を明らかにします。

「実行計画」

本計画で示した施策の実現を図るため、5年間の実行計画を策定します。

【基本理念】

日常にもっと「歩く」を。

「歩きたくなる」ひと・まちづくり

【歩くまち「くみやま」宣言】

本町では、令和3年11月3日に「歩くまち宣言」を行いました。

その宣言文を踏まえ、全世代が「歩く」ことを一つのテーマとした健康長寿のまちづくりを進めていきます。

宇治川・木津川の自然と巨椋池の歴史に育まれ
農業・商工業・住宅が調和したまち 久御山町
久御山町は自然景観、伝統、文化などを守り育ててきました

道路交通網の発展に伴い、車を中心とする生活となった今日
久御山町では「歩く」ということに着目したまちづくりを進めたいと考えております

「歩く」ことこそは健康にも環境にも望ましいものであり
「歩く」ことでコミュニケーションが生まれ
久御山町の歴史や産業・名勝に触れ
行き交う人々によりまちの賑わいと活力をもたらすものです

このような認識のもと
だれもが安心して快適に歩くことができるまちをつくりあげていきます

All Life Up KumiYama Original 『くみやま ALUKO』
『すべてのライフステージを向上させる、久御山町オリジナルの事業』

久御山町は世代や性別をこえ 家庭に 地域に 職場に 『歩く』意識を根付かせ
まちの将来像である
つながる心 みなぎる活力 京都南に「きらめく」まち
～夢いっぱい コンパクトタウン 久御山～
の実現を目指し、ここに「歩くまち」を推進する都市であることを宣言します

第2章 基本方針

本事業は、『歩きたくなる環境を整備する』・『歩く情報を発信していく』・『歩くことがライフスタイルに繋がる仕掛けづくりをする』この3つを柱に事業を推進していきます。

【基本方針】

基本方針Ⅰ

- ❖安全に楽しく「歩きたくなる」まちづくり

基本方針Ⅱ

- ❖全世代向けの「歩く」情報の発信・拡散

基本方針Ⅲ

- ❖「歩く」ことがライフスタイルに繋がる仕掛けづくり

第3章 基本施策

基本方針Ⅰ

安全に楽しく「歩きたくなる」まちづくり

健康づくりや移動手段、まちづくりなどの、多角的な視点から「歩く」ための環境整備を図り、健康づくりとして魅力あるウォーキングコースの活用や、移動手段として「歩く」安全な道づくり、自然とまちの賑わいと活力が創出するまちづくりを推進します。

「歩く」ことを通したまちづくりを進め、SDG s の目標達成を目指します。

【取組施策】

- ①健康づくりとして「歩く」を推進するために、歴史や文化を学べ、風土や季節感を感じるウォーキングコースを整備します。
- ②歩くことに不安を感じることなく、より多く、より長く「歩く」ことができるように安全・安心で快適性に配慮した歩行空間をデザインし、「歩きたくなる」環境を整備します。
- ③日常生活の中で、移動手段として「歩く」機会を増やし、生活に組み込まれた時間の中で歩くことに取り組めるよう公共交通との調和を図ります。
- ④新たに着手する公共施設の整備等において、「歩く」を促す視点を取り入れ、滞留や回遊を促す魅力の創出を図ります。
- ⑤本事業の推進により、SDG s に掲げる「すべての人に健康と福祉を」、「住み続けられるまちづくりを」、「気候変動に具体的な対策を」、「パートナーシップで目標を達成しよう」の実現を目指します。

【目標設定】

- 年齢別・地域別歩数量の増加
- ウォーキングコース通行量の増加
- SDG s の目標達成度向上

各世代に向けた「歩く」に関わる効果や情報等の発信と、地域交流を通じた意識の醸成を促します。

住民が主体的に参加・参画することによる発信と拡散の相乗効果を図ります。

全世代に有意義な「歩く」を発信する拠点づくりを展開します。

【取組施策】

①住民・企業・団体に対し、生活習慣病予防、メタボリックシンドローム予防、フレイル予防等の視点からの「歩く」効果を発信し、「歩く」を促します。

②歩く習慣を維持し、さらに発展させる「歩く」イベントを開催します。

年齢別、世代別に各世代が参加しやすいイベントを開催し、「歩く」、「歩くことを通して人と交流する」ことを楽しみ、その効果を発信する機会を創出します。

③住民・企業・団体の主体的な参画により、「歩く」拠点施設等を創設し、歩く意欲を高める情報を発信します。

住民主体の取り組みによる拡散を図り、「ひと」や「まち」への効果や影響（メリット）を情報発信します。

【目標設定】

●情報発信・イベント参加者の増加

●健診受診率の向上

●「歩く」拠点施設等の増加

各取組が着実に「歩く文化」やライフスタイルに繋げられる機会を提供します。

「歩く」ことで地域交流や、人との出会いや会話を楽しむことのできる仕掛けや仕組みづくりを構築します。

「歩く」ことへの抵抗を軽減し、継続するための仕組み、仕掛けづくりを構築することで、あらゆる人のライフスタイルにあった無理のない「歩く」を実現し、「歩くひとづくり」を図ります。

住民・企業・団体が主体となり、本事業の運営が可能となる体制構築を図ります。

【取組施策】

- ①「歩くきっかけ」づくりのため、歩数や距離をポイントとして蓄積し、住民に還元する仕組みづくりを図ります。
- ②スマートフォン用アプリを活用し、「きっかけづくり」の拡散を図ると共に、「歩く」に関するあらゆる情報を発信します。
- ③「歩く」拠点施設等を通じて、住民・企業・団体の主体的な参画を図るための組織づくりを継続的に展開します。
- ④本事業の運営を、住民・企業・団体が主体となり推進できる体制・仕掛けづくりを図ります。
- ⑤行き交う人々によりまちの賑わいと活力をもたらす仕掛けづくり・ひとづくりを図ります。
- ⑥「歩く」ことを通して、生涯スポーツにつながる仕掛けづくりを図ります。
- ⑦「歩行が困難な人」など、あらゆる人が取り組める仕掛けづくりを図ります。
- ⑧庁内各課で情報共有できる組織づくりを図ります。

【目標設定】

- 「脳にいいアプリ」登録者の増加
- 生涯スポーツを行う住民の増加
- 地域交流等の増加
- 身体活動量の増加

第4章 推進体制の構築

I) 歩くまち「くみやま」推進本部の設置

全庁をあげて本事業に取り組むため、庁内会議を設置し各課の連携体制の構築と情報共有を図りながら、本事業を計画的に実施します。

各課において、あらゆる施策に本事業の基本理念を組み込んだ事業を実施すると共に、関係各課の連携を図ることにより各施策の相乗効果を図る。

II) 歩くまち「くみやま」推進協議会の設置

住民・企業・団体との協働による事業のあり方を検討するため、住民参加型の協議会を設置し、地域住民及び在勤者等の参画・意見収集を行います。

III) 拠点施設の創設

本事業のシンボル拠点等を創設し、意識の醸成、情報の集約化、事業の企画・検討の効率化等を図ります。

IV) 官民一体型の事業運営体制の構築

本事業の推進にあたり、全世代に広くアプローチし、安全かつ多彩なプログラムを組み合わせるなど、高い専門性と経験が必要となるため、民間企業のノウハウを活用しながら本事業の運営を行います。

第5章 効果検証とフィードバック体制の構築

基本施策で掲げた目標設定の達成度や、動向を定期的に収集、検証しながらPDCA サイクルに基づき推進する体制を構築します。

客観的指標、変化・達成度の定量化を図り、フィードバックを図ります。

PLAN	基本方針・基本施策に基づく実行計画の策定 住民・企業・団体等の参画 拠点施設の創設
DO	実行・実践 地域交流推進 スマートフォン用アプリ等によるデータ集計等 情報収集・交換・共有
CHECK	住民・企業・団体の声、意識調査等 スマートフォン用アプリ等によるデータ検証等 目標の達成度等検証
ACTION	CHECK 項目のフィードバック 本計画及び実行計画の見直し・検討

資料編

1 「運動の効果・運動不足がもたらす脅威」と「歩くことの効果」

【運動の効果】

①体脂肪の燃焼

酸素を使って脂肪や糖質を燃焼しエネルギー源とするため、体脂肪の減少とそれに伴う減量効果がある。

また、こうした有酸素運動※1にともなう減量は、内臓脂肪型の肥満や生活習慣病、メタボリックシンドロームの予防効果が期待できる。

※1 酸素を取り入れながら行う運動

②心肺機能の向上

1) 最大酸素摂取量※2の向上

運動をしていると、心臓の心拍出量が増加する。これにより肺へ流れる血液が増加する。

肺へ流れる血液が増えることで、肺でより多くの酸素が取り込まれるので、炭酸ガスから酸素へのガス交換の効率が良くなり、最大酸素摂取量が高くなる。

※2 1分間に体重1kgあたりに取り込むことができる酸素の量 (ml/kg/分)

2) 呼吸循環器系機能の向上

運動をすることにより、体内で酸素を使う量が増加するため呼吸が速くなり、心臓の働きも活発になる。

運動が習慣化すると、体がその運動に適応できるように呼吸循環器系の機能が向上する。

特に「歩く」といった有酸素運動では、体内に酸素を取り込みながら運動するため、肺の働きが活発になる。

3) 心臓の筋肉の発達

運動により心臓に刺激が加わることで、心臓の筋肉が発達する。その結果、1回の心拍出量が大きくなり、運動強度が高くなっても、スムーズに心拍出量が増加する。

③基礎代謝の増加

負荷の大きな運動が不安な場合は、ウォーキングのような、長時間続けることができる有酸素運動が効果的となる。

心臓や肺も無理なく動かすことができ、全身の血流が上がることで代謝量の増加が見込める。徐々に体を動かすことに慣れてきたら、有酸素運動に筋トレを組み合わせるとさらに効果が期待できる。

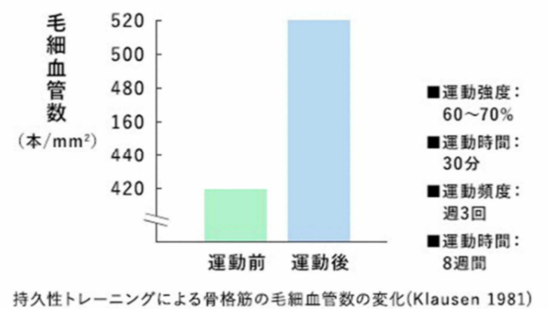
④血行の改善

1) 心筋の収縮力が高まり、1回拍出量が増え、安静時及び同一強度における心拍数が減少する。

2) 心筋の毛細血管が増加する。

3) 骨格筋の毛細血管やミオグロビン※3量が増加する。

※3 ミオグロビンは筋肉中にあり、酸素分子を代謝に必要な時まで貯蔵する色素



⑤ストレスの軽減

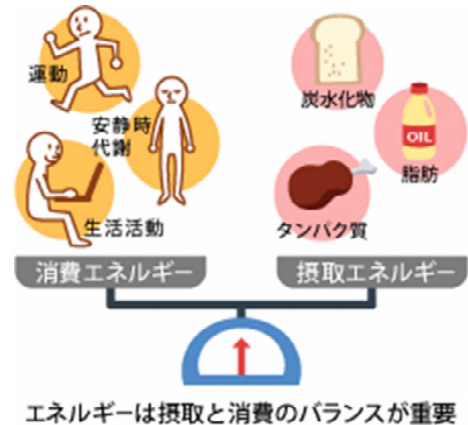
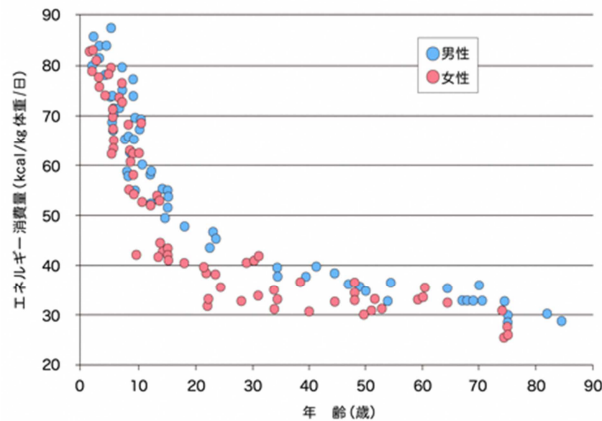
運動をすることにより、血液の循環が良くなるため、脳が刺激され自律神経のバランスが良くなる。

【運動不足がもたらす脅威】

①肥満のリスクを高める

摂取カロリー（食事）と消費カロリー（基礎代謝量＋身体活動量）のバランスが崩れ、過体重になる。

特に 30 代後半～40 代と年齢を重ねるごとに基礎代謝量が低下することで、体内でのエネルギー消費量が低下する。



出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報

②生活習慣病のリスクを高める

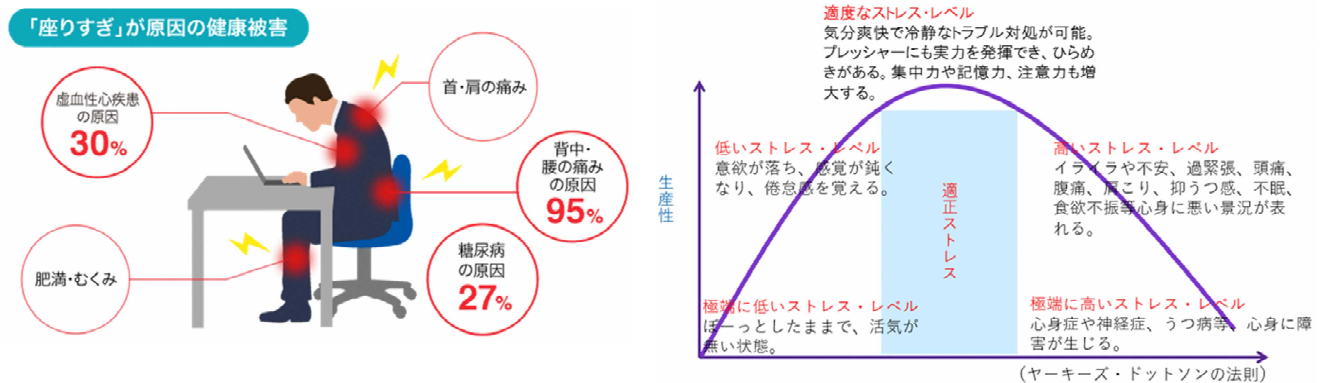
運動不足に最も密接にかかわる病気は、生活習慣病が挙げられる。「生活習慣病」と一口に言ってもさまざまな種類があり、動脈硬化、高血圧症、心臓病など、特に血液に関する病気が多い。

慢性的な運動不足は血行を悪くし、体中に老廃物がたまって疲れやストレスを感じやすくなり、この状態が長く続くことで生活習慣病のリスクも徐々に高まる。



③仕事の効率低下を招く

デスクワークでの座りっぱなしや立ち仕事など、あまり動かない状態が続くと筋肉が固まり、血行が悪くなる。仕事の緊張状態では脳が疲れるためストレスがどんどんたまり、放っておくと効率は下がる。運動には筋肉を動かして血行を促進するほか、ストレス解消の効果があるため、習慣的な運動をして体をリフレッシュさせることが重要となる。



④うつ病やその他の精神疾患のリスクを高める

免疫力が落ちるだけでなく、精神疾患のリスクを高める。運動不足は自律神経系の働きを抑えてしまい、ホルモンバランスを大きく乱し、気持ちが非常に不安定になる。

運動は精神面にも大きなかわりを持っており、運動は人とのコミュニケーションを行うのにも最適で、心の健康に不可欠と言える。

【歩くことの効果】

①心肺機能が高まる

ウォーキングによって心拍数が増大するため、必然的に体内に酸素を取り込む能力が増加し、心臓や肺の機能を高めることができる。日常の生活でも息切れしたりバテたりしにくくなる。

心肺機能が高まることによる効果

A) 疲れにくくなる

心肺機能が向上すると体を効率よく使うことができるようになり、酸欠を起こしにくくなる。その結果体力が向上し健康的になる。

B) 肺活量の増加

肺活量が増加することで肺で酸素を取り込む効率が良くなり、呼吸筋が鍛えられ、呼吸する力が向上する。

C) 心拍数が減少し心臓への負担が軽減される

心筋の収縮力が強くなると、より多くの血液を送り出すことができるようになり、心拍数が減少する。心拍数が減少すると心筋の負担も軽減される。

D) 肥満の予防になる

心肺機能が高まると、様々なスポーツに取り組めるようになるため、肥満の予防に繋がる。

E) 冷え性予防

血液循環がよくなると、基礎体温が上昇し冷え性予防に繋がる。

②骨の生成を促す

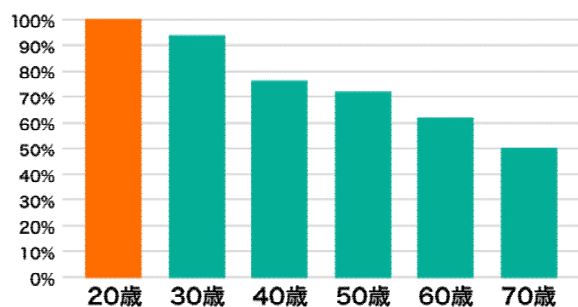
ウォーキングによって骨に刺激が加わるため、その結果骨を強化するという効果がある。骨はカルシウムの摂取だけではなく刺激を与えることによって強化される。

食事	運動	日光浴
カルシウムを多く摂取しましょう。 乳製品、魚介類、大豆製品、野菜・海藻類	適度な運動を行いましょう。	ビタミンDは、日光浴で作られ、カルシウムの吸収を促す

③筋力の低下を防ぐ

ウォーキングによって筋肉に刺激を与え、足腰の筋力が付く。高齢者の方についても足腰の筋力低下を防ぐことができる。

足の筋力の低下 ※20代を100%とした場合



出典：健康スポーツ医学 高齢社会における運動支援実践ガイド

④血行が良くなる

ウォーキングによって血管が刺激されて血行が良くなる。体内の血液の流れが良くなり、毛細血管も発達する。歩くことによって筋肉を動かし血液をポンプのように循環させる効果がある。

毛細血管に効く運動の2大要素

激しすぎない 有酸素運動

全身の血流を高め、
血管を柔らかくする

ハードな運動は酸素を大量に取り込むため、体のサビ「酸化」を起こしやすい。緩やかな有酸素運動が望ましい

ふくらはぎを 使う運動

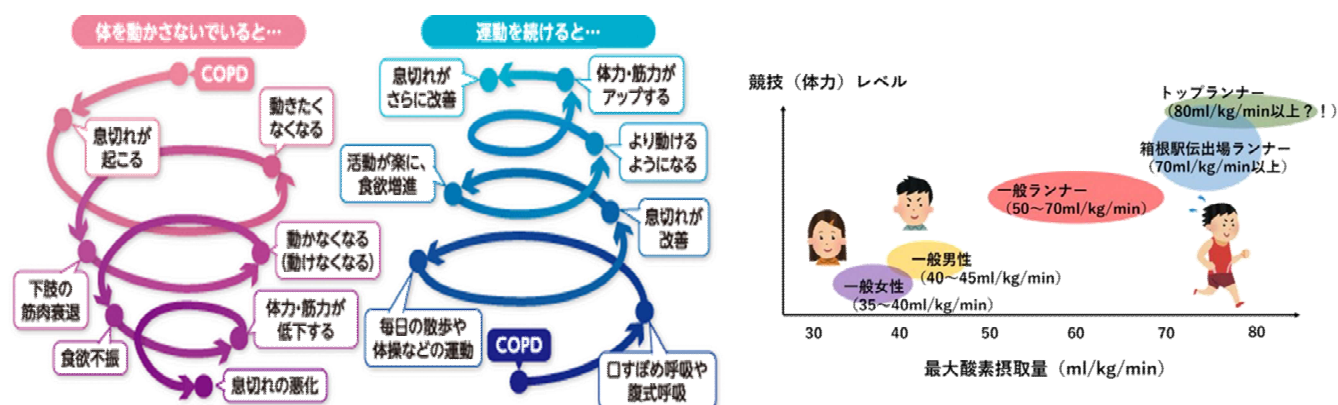
末梢から心臓へ戻る
血流を良くする

ふくらはぎは第2の心臓と呼ばれ、末梢の血流を改善する要となる筋肉。ここを使う運動は血管の老化予防に効く



⑤持久力が高まる

ウォーキングによって持久力が高まることにより、日常でも疲れにくい体をつくることができる。



⑥ストレスの軽減を促す

ウォーキングには、自律神経のバランスを整えて、爽快感や幸福感をもたらす脳内ホルモンの分泌を促進する作用がある。そのためストレスが軽減し、気分がリフレッシュする。

歩き始めると 20 分ほどで「βエンドルフィン※4」や「ドーパミン※4」が、40 分ほどで「セロトニン※4」が分泌し始める。

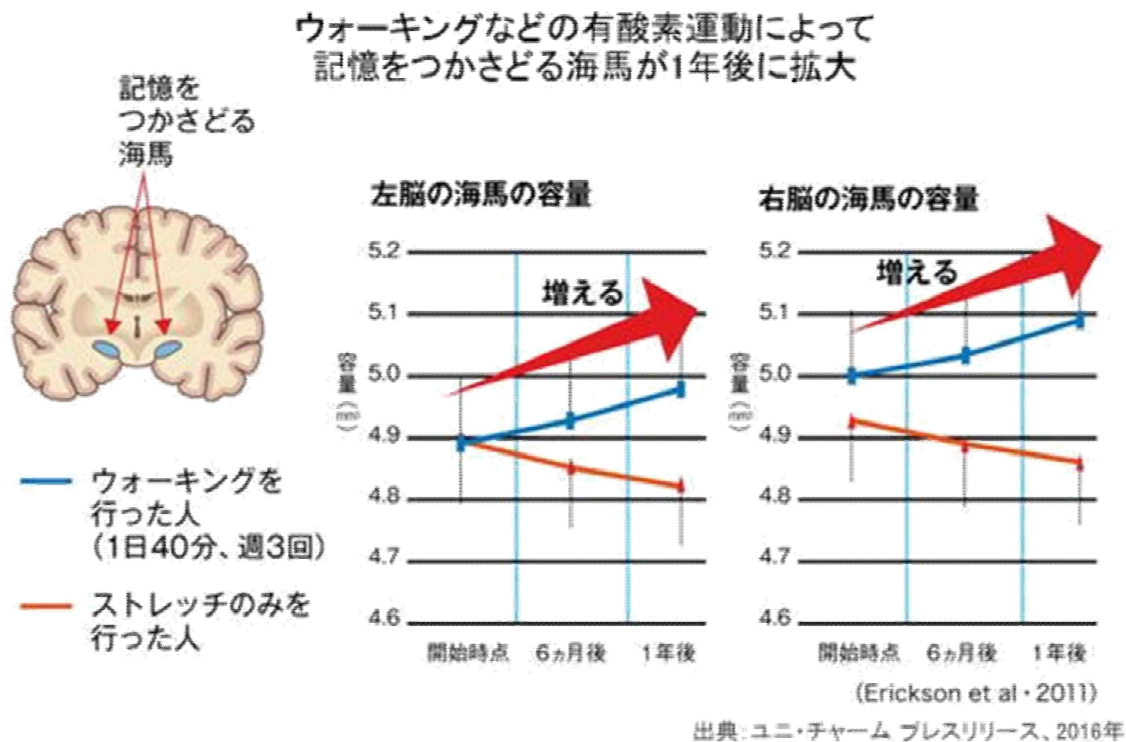
脳内ホルモンの分泌には 20 分以上のウォーキングが効果的であるが、短い時間の積み重ねでも気分転換やリラックスなどのよい影響が期待できる。

※4 βエンドルフィン、ドーパミンは爽快感、幸福感、ドーパミンはやる気や達成感、セロトニンはリラックス効果をもたらすホルモン。

気分転換効果	有酸素運動の一つ。ウォーキング中に酸素をたくさん体内に取り込むことで、脳に酸素が行き渡り、すっきりした気分になる。
やる気が高まる効果	「歩く」ことで、中枢神経系に存在する神経伝達物質であるドーパミンが分泌されやすくなり、やる気が高まる。
幸福感や快楽が得られる効果	ウォーキング開始後 20 分程度経過すると、βエンドルフィンが分泌される。βエンドルフィンは脳内で働く神経伝達物質であり、分泌されることで爽快感や幸福感などが得られる。
リラックス効果	ウォーキング開始後 40 分程度経過すると、セロトニンが分泌される。セロトニンは興奮しすぎた脳を鎮めてくれる神経伝達物質で、ドーパミンやアドレナリンを抑える効果がある。
脳が活性化する効果	骨格筋を作る骨格筋繊維は、速筋(白筋)、遅筋(赤筋)、混合筋(ピンク筋)に分けることができるが、「歩く」ことで働く筋肉(筋繊維)は主に遅筋となる。 遅筋は体のバランスや動きをコントロールするために、たくさんの神経が脳と繋がっているため活性化に効果がある。

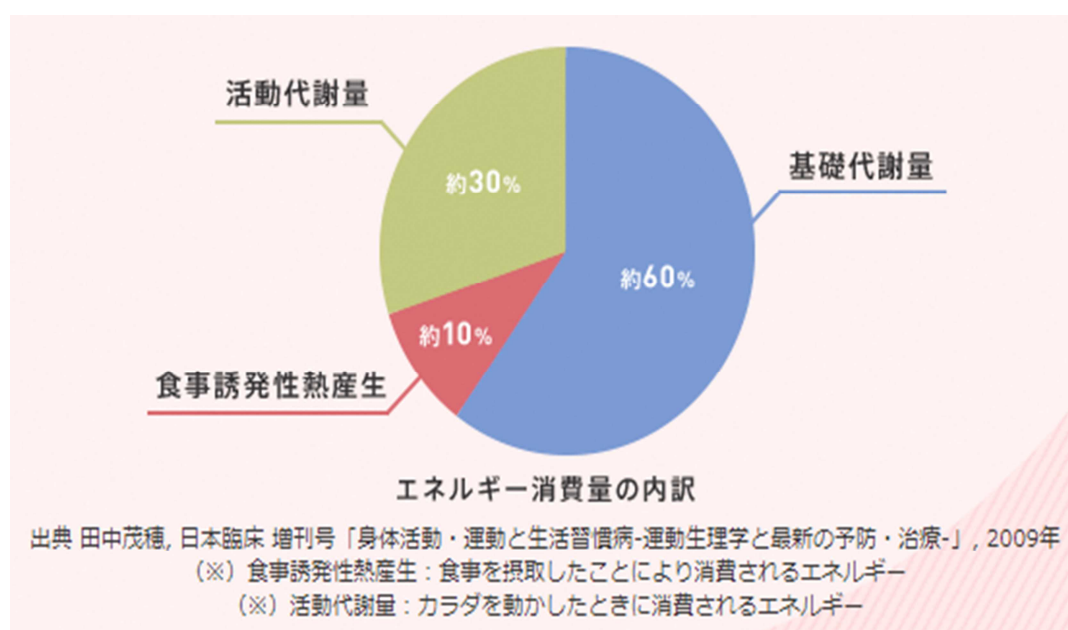
⑦脳の活性化を促す

ウォーキングによって脳への酸素取り込み量が増加するため、脳の働きを活発にすることができる。またウォーキングを行うと神経伝達物質、いわゆる脳内ホルモンが分泌される。



⑧脂肪の燃焼を促す

比較的軽い負荷で長時間続けられるウォーキングは、脂肪をエネルギーとして使用(燃焼)するため、ダイエット効果をもたらす。



⑨生活習慣病を防ぐ

ウォーキングによって肥満や運動不足が原因となる生活習慣病の予防となる。運動を継続すると血液の循環がよくなり、HDL（善玉）コレステロールが増え、動脈硬化などが予防される。

ウォーキングを習慣化することによる効果

A) 血圧の安定

筋肉を伸ばしたり縮めたりすることで、血液が流れる際の抵抗をさげ、血圧が低下し安定する。
※継続的にウォーキングされる方は高血圧も、また逆に低血圧も少なくなります。

B) HDL(善玉)コレステロールの増加

HDL(善玉)コレステロールの量が増え、血管内のコレステロールを肝臓へと除去します。
厚生労働省のデータによると、1日一万歩以上歩く人はHDL(善玉)コレステロール値が平均より7%程度高くなっています。

C) 動脈硬化抑制効果

動脈、毛細血管が運動によって太くなり、血流量を増やします。継続すると血管自体が弾力、柔軟性を取り戻し、『硬化』することを防ぎ改善します。

D) コレステロールの抑制効果

血中脂肪（コレステロール）をエネルギーとして燃やすので、血管内にコレステロールが付着することを防ぎ改善します。

E) 心臓への負担減少

運動により体重を減らすことで、徐々に心臓にかかる負担を減らします。

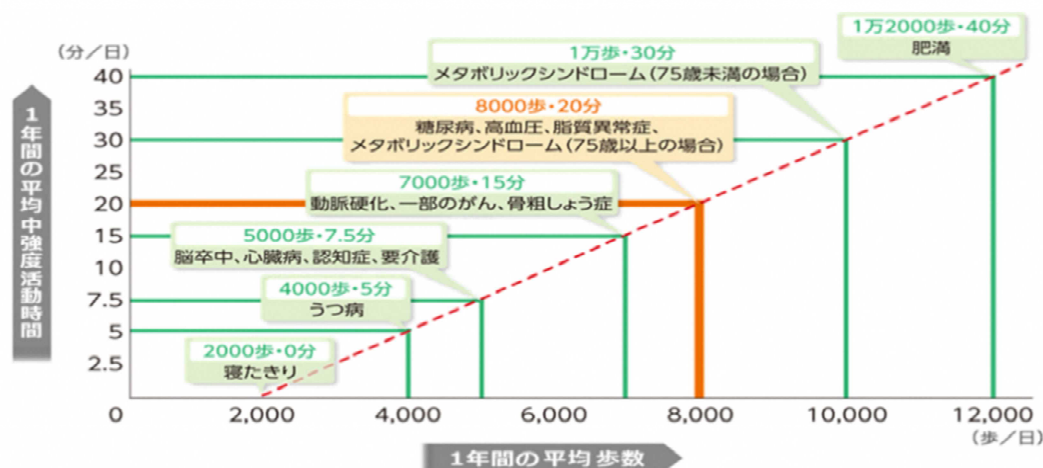
F) インスリンの分泌を促進

筋肉を鍛えることで、インスリンの分泌が良くなるので糖尿病予防・改善効果が期待できます。

G) 血糖値のコントロール

直接血中のブドウ糖を燃焼するので、血糖値が下がり、継続することで糖尿病予防・改善効果が期待できます。

身体活動(歩数・中強度運動の時間)と予防できる病気の関係



青柳幸利著『目からウロコの知識レット・基礎編：「中之島研究」で実証された健康長寿の実現に最適な日常身体活動の量と質』（ノーブル・プレス、2011）、青柳幸利編著『身体活動計を用いた、新しい健康づくり～群馬県中之島町での取り組み～』（日本医療企画、2007）を参考に作成

⑩姿勢支持筋群の活性化を促す

ウォーキングによって、姿勢支持筋群への刺激が増え、筋肉が増大し姿勢が安定する。

特に、ウォーキングの際、歩幅を少し大きくすることを意識することで、効果はより高くなる。

⑪フレイルを防ぐ

ウォーキングは「フレイル(虚弱)※5」の予防に効果がある。また、フレイルはウォーキングなどにより、進行を緩め健康な状態に戻すことができる「可逆性」という特性がある。

自分の状態と向き合い、予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康に過ごせていた状態に戻すことができる。

※5 健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。

A) 「身体的フレイル」

運動器の障害で移動機能が低下する「ロコモティブシンドローム※1」や筋肉が衰えた「サルコペニア※2」など。

※1 筋肉・骨・関節・軟骨・椎間板のいずれか、若しくは複数に障害が起こると、やがてバランス能力・体力・移動能力などが衰え、立ったり歩いたりといった日常生活の中で行う簡単な動作が困難になる。

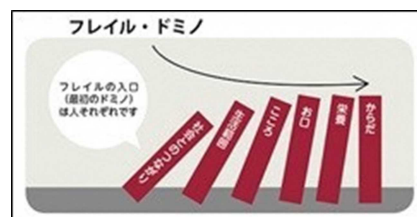
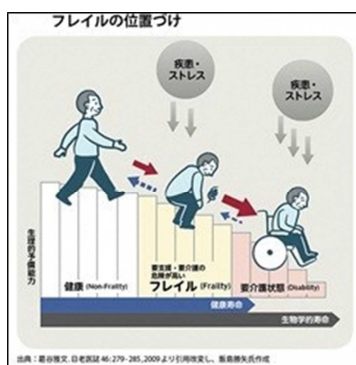
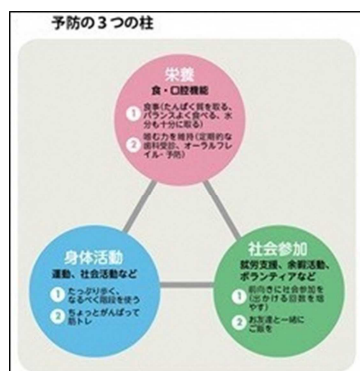
※2 筋肉が減り、体の機能が低下した状態を指す。握力が低下しているか(男性 26 kg未満、女性 18 kg未満)、又は歩く速度が低下していて (0.8m/秒以下)、検査で筋肉量が基準より減少していること。

B) 「精神・心理的フレイル」

高齢になり、定年退職や、パートナーを失ったりすることで引き起こされる、うつ状態や軽度の認知症の状態など。

C) 「社会的フレイル」

社会とのつながりが希薄化することで生じる、独居や経済的困窮の状態など。



2 歩くまち「くみやま」推進本部設置要綱

令和3年7月28日

告示第73号

(設置)

第1条 久御山町における歩くまち「くみやま」に関する施策を計画的かつ総合的に推進するため、歩くまち「くみやま」推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歩くまち「くみやま」施策の計画的かつ総合的な計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 歩くまち「くみやま」施策に係る部局間の総合調整に関すること。
- (3) 歩くまち「くみやま」施策の推進に関する調査・研究に関すること。
- (4) その他歩くまち「くみやま」施策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長、副本部長及び委員は、それぞれ、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を行う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、推進本部の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(幹事会)

第6条 歩くまち「くみやま」を計画的かつ総合的に推進するため、推進本部に具

体的な事項について調査・研究を行う幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる課等の長をもって構成する。

3 幹事会の会議に座長及び副座長を置き、座長は民生部国保健康課長を、副座長は教育委員会生涯学習応援課長をもって充てる。

4 座長及び副座長は、調査・研究を行った事項について推進本部に報告する。

(事務局)

第7条 推進本部に事務局を置き、その事務は、民生部国保健康課及び教育委員会生涯学習応援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第22号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
委員	総務部長、民生部長、事業環境部長、都市整備部長、教育次長

別表第2 (第6条関係)

総務部	総務課長、企画財政課長
民生部	福祉課長、子育て支援課長、国保健康課長
事業環境部	産業・環境政策課長
都市整備部	建設課長、新市街地整備課長
教育委員会	学校教育課長、生涯学習応援課長

3 歩くまち「くみやま」推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 全世代が「歩く」ことを一つのテーマとした健康長寿のまちづくりの実現を目指すため、歩くまち「くみやま」推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歩くまち「くみやま」施策の推進に関すること。
- (2) 歩くまち「くみやま」推進体制の確立に関すること。
- (3) 歩くまち「くみやま」施策に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 歩くまち「くみやま」施策に関する広報及び啓発の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等の関係者
- (3) 地域の住民
- (4) 事業者
- (5) 一般公募による者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部会)

第7条 協議会に、特定の事項について調査及び研究を行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名した者をもって組織し、その任期は必要期間に応じ、会長が定める。

3 必要に応じて、部会に部会長及び副部会長を置くことができる。この場合において、部会長及び副部会長は会長が指名するものとする。

4 部会長は、必要があると認めるときは、会長の指名した者以外の者に出席を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、民生部国保健康課及び教育委員会生涯学習応援課に置く。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。